

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 9 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 32 号

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則

瀬戸市行政組織規則（平成 17 年瀬戸市規則第 39 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（地域活動支援室）</p> <p>第 15 条の 2 地域活動支援室は、市民の自治活動支援を使命とし、この使命を達成するため、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>から まで <省略></p> <p><u>瀬戸市地域交流センターに関すること。</u></p> <p>— <省略></p> <p>— <省略></p> <p>— <省略></p> <p>（環境課）</p> <p>第 19 条 <省略></p> <p>2 環境保全係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>から まで <省略></p> <p><u>瀬戸市産業廃棄物等対策委員会に関すること。</u></p> <p><省略></p> <p>3 <省略></p> <p>（こども家庭課）</p>	<p>（地域活動支援室）</p> <p>第 15 条の 2 地域活動支援室は、市民の自治活動支援を使命とし、この使命を達成するため、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>から まで <省略></p> <p>— <省略></p> <p>— <省略></p> <p>— <省略></p> <p>（環境課）</p> <p>第 19 条 <省略></p> <p>2 環境保全係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>から まで <省略></p> <p><u>瀬戸市産業廃棄物対策委員会に関すること。</u></p> <p><省略></p> <p>3 <省略></p> <p>（こども家庭課）</p>

<p>第25条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 子育て支援係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p style="padding-left: 40px;"><省略></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>子ども手当に関すること。</u></p> <p>— <省略></p> <p>— <省略></p> <p>— <省略></p> <p>4 <省略></p> <p style="padding-left: 40px;">(都市計画課)</p>	<p>第25条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 子育て支援係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p style="padding-left: 40px;"><省略></p> <p>— <省略></p> <p>— <省略></p> <p>— <省略></p> <p>4 <省略></p> <p style="padding-left: 40px;">(都市計画課)</p>
<p>第29条 <省略></p> <p>2 計画係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p style="padding-left: 40px;">及び <省略></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>景観に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">から まで <省略></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>瀬戸市景観審議会に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">及び <省略></p> <p>3 <省略></p>	<p>第29条 <省略></p> <p>2 計画係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p style="padding-left: 40px;">及び <省略></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>都市景観に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">から まで <省略></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>瀬戸市都市景観審議会に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">及び <省略></p> <p>3 <省略></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。